

令和7年度農業機械安全取扱研修開催要領

岐阜県農政部農産園芸課

1 目的

農作業事故の防止及び営農組織等の農業機械オペレーターの育成を目的として、農業機械安全取扱研修事業実施要領（令和3年7月1日農園第523号農政部長通知）に基づき、本研修を開催します。

2 研修内容等

研修は座学、実技で構成されており、座学は集団での受講、実技は受講者ごとに受講してください。なお、座学又は実技のみの参加は原則不可とします。

日程	<座学> 令和7年8月12日（火） 13:30～16:30 ※必ず受講してください。 <実技> 以下の区分のうち、いずれかでカリキュラム（50分×3回と30分×1回）を受講 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>実技</th></tr> <tr> <td>①</td><td>令和7年9月1日～30日</td></tr> <tr> <td>②</td><td>令和7年10月1日～31日</td></tr> <tr> <td>③</td><td>令和7年11月2日～30日</td></tr> </table> ※なお、区分①～③の指定は、受講者からの受講申込書に基づき、県が受講決定通知で指定します。第1希望とならない場合もありますので、あらかじめご了承ください。	区分	実技	①	令和7年9月1日～30日	②	令和7年10月1日～31日	③	令和7年11月2日～30日
区分	実技								
①	令和7年9月1日～30日								
②	令和7年10月1日～31日								
③	令和7年11月2日～30日								
場所	<座学> 岐阜県シンクタンク庁舎 大会議室（所在地：〒500-8384 岐阜県岐阜市藪田南5-14-12） <実技> 次ページ中段の「3 実技受講から免許試験受験までの流れ」をご一読ください。 福富自動車教習所（所在地：〒501-2565 岐阜県岐阜市福富西の山2064-1、TEL：058-229-1124）								
対象者	営農組織等で農業機械を利用する農業者（オペレーター）であり、以下の要件を満たす者。 ・岐阜県内に在住する者 ・満18歳以上の者 ・普通、準中型、中型、若しくは大型自動車運転免許のいずれかを有する者 ・令和8年1月31日迄に岐阜県運転免許試験場（岐阜市三田洞）において、大型特殊自動車運転免許試験を受験する者								
定員	26名 ※定員を超えた場合は抽選としますが、営農組織に従事し、経験年数が少なく将来農業機械のオペレーターになると見込まれる者、及び新規就農者は優先的に受講できるものとします。								

研修 内 容	<座学> 1 13:30～13:40 オリエンテーション／説明：農産園芸課 2 13:40～15:00 農業機械による農作業中の事故防止と安全な取扱い方法 ／講師：農研機構 農業機械研究部門システム安全工学研究領域 予防安全システムグループ 3 15:15～15:45 農業機械等で公道を走行する際の注意点 ／講師：岐阜県警察本部交通企画課 4 15:45～16:30 その他（実技研修に向けた説明等）／説明：農産園芸課 <実技> 大型特殊自動車（ホイールローダー）を用いた安全運転の練習／福富自動車教習所 （個別教習を1名あたり50分×3回及び30分×1回を複数日に分けて必ず受講してください。）
研修 料 金	（1）研修に必要な経費 23,600 円 ※受講決定後に当課から直接送付する納入通知書に記載がある期日迄に振込み。 ※座学及び実技研修（50分×3回及び30分×1回）の受講料であり、免許試験受験のための 追加の実技講習に要する費用は自己負担（11,200 円（税込）／1回）となります。 ※振込後に、自己都合等で受講を取りやめる場合は、<u>受講料は原則返還致しません</u>。 （2）大型特殊自動車運転免許受験時に必要な経費（受講者各自負担） ※金額は変更になる場合があります。 ○免許試験手数料 4,550 円（貸車料を含む） ○免許交付手数料 2,350 円（運転免許証のみ） 1,550 円（マイナ免許証のみ） 2,450 円（運転免許証＋マイナ免許証） ○交通安全協会費 1,000 円（任意）

3 実技受講から免許試験受験までの流れ

- （1）受講決定通知に記載の実技受講期間をご確認ください。
- （2）受講期間の開始7日前までに、1回目の受講日を研修先へ電話の上、決定してください。
連絡時は、岐阜県農産園芸課の『農業機械安全取扱研修』に参加している旨を伝えてください。

研修先：福富自動車教習所 TEL：058-229-1124 ※定休日：金曜日、第2土曜日

原則、期間内に受講してください。

（教習所の混雑状況によって、受講できない場合はこの限りではありません）

- （3）1回目の実技受講時は、下記のものを持参してください。
印鑑、運転免許証、試験受験願書用の写真2枚（サイズ2.4cm×3.0cm）、筆記具、眼鏡等
- （4）1回目の実技受講後、2回目以降の日程を教習所と決定してください。
1回目受講前に、2回目以降の日程を決めることはできません。
- （5）免許試験受験については、教習所と相談した上で、各自で申し込んでください。
- （6）免許試験受験後は、可否結果について様式第3号にて本研修受講申込書を提出した市町村へ速やかに報告してください。

※ 教習所への連絡無しでキャンセルされた場合は、追加料金が発生する可能性があります。

※ カリキュラム外の追加実技受講には、追加料金が発生します（11,200 円（税込）/1 回）。

4 受講修了証の発行について

- （1）座学、実技の全カリキュラムの受講の上、免許試験の受験の結果報告を提出した受講者に対して、実施要領第4（5）に基づき、受講修了証を発行します。
- （2）修了証の写を、農林事務所を通じて、申込書の提出のあった市町村へ通知します。

5 留意事項

- （1）実技講習はホイールローダーを用いた講習となり、免許試験も**ホイールローダーを用いた大型特殊自動車（一般）での試験**となります。（大型特殊自動車運転免許（一般）の取得で、トラクターの公道走行が可能となります）
- （2）運転免許試験後、**合否結果を速やかに市町村へ報告**願います。なお、可能な限り合格するように努めることが望ましいですが、合格を義務付けるものではありません。
- （3）**本研修は免許取得を保証するものではありません**ので、注意してください。
- （4）申込多数の場合は、受講をお断りすることがあります。
- （5）座学は、原則出席をお願いします。欠席された場合は、実技の受講資格を失う場合がありますので、ご注意ください。
- （6）研修中は係員 及び 講師の指示に従い、研修の円滑な運営にご協力願います。
- （7）研修中に係員 及び 講師の指示以外の行動で機械その他を破損した場合の修理費、研修中に不慮の事故で負傷した場合の医療費は受講者負担となります。（福富自動車教習所では所内での負傷等を対象とした保険に加入していますが、必要に応じて個々に傷害保険等への加入を検討してください。）
- （8）持病などにより、医師から免許取得や運転を控えるように助言を受けている方は研修を受けられない場合がございますので、ご注意ください。
- （9）本研修は、地方創生交付金を充当し運営しています。受講希望者は、座学、実技及び岐阜県運転免許試験場における大型特殊自動車運転免許試験まで必ず受講してください。
座学や実技の無断キャンセルや研修の放棄などがあった場合は、当該受講者へ追加の支払い、書面での報告等を求める場合がありますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

○岐阜県 農政部 農産園芸課 水田経営係

〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 電話 058-272-8439(内線 4118)

○各市町村（農務担当課）又は各農林事務所（農業振興課）